

## <議題 1 資料 (4) >

白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン（案）の修正について  
 <NO. 1 >

### 1. 修正案

修正箇所	修正後	修正前
第1号様式（第5条第2項関係） チェックリスト 環境配慮項目 周辺環境への配慮⑥	⑥ 事業区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤、その他の薬剤を使用する場合は、周辺環境に十分配慮します。  発電施設の周囲に近隣住民の生活の場がある場合、 <u>薬剤の使用について周知に努めます。</u>	⑥ 事業区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤、その他の薬剤を使用する場合は、周辺環境に十分配慮します。  _____ _____ _____

### 2. 修正理由

- ・修正はパブリックコメントで提出のあった意見である。
- ・近隣住民への周知は、ガイドライン第7条で太陽光発電施設を設置する際の遵守事項として規定されている。
- ・チェックリストの指摘のあった個所は維持管理段階で、この段階での周知は特に規定されていない。
- ・トラブルの未然防止の観点からも近隣への周知は有効である。
- ・ただし、発電施設の設置場所は、周囲に生活の場のない場所等もあり一律に規定するのは、事業者の負担も大きい。
- ・発電施設の設置される場所が、井戸水を生活用水としている地区が多いことが想定され生活環境への影響が懸念されている。
- ・発電施設の周囲に近隣住民の生活の場のある場合に限定して努力義務として追加した。

### 1. 課題

- ・井戸水を生活用水としている地域は調整区域が多く、農業による農薬使用等が行われており、発電施設のみ周知を規定することが、事業者にとって過度な負担とならないか。

白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン（案）の修正について  
<NO. 2>

1. 修正案

修正箇所	修正後	修正前
白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン（第2条第2項関係）	(2) <u>出力 太陽光パネルの合計出力の値をいう。</u>	(2) <u>出力 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さいほうの値をいう。</u>

2. 修正理由

- ・修正は●●委員から提出された意見である。
- ・本ガイドラインの運用の有無を判断する際に、発電施設の発電量ではなく、環境影響（パネルの広さ）に注目すべきであるため。